

2018年11月5日

ケア付き宿泊所 19年、自立援助ホーム 13年の実践における
ふるさとの会の日常生活支援

NPO 法人自立支援センターふるさとの会
常務理事 滝脇憲

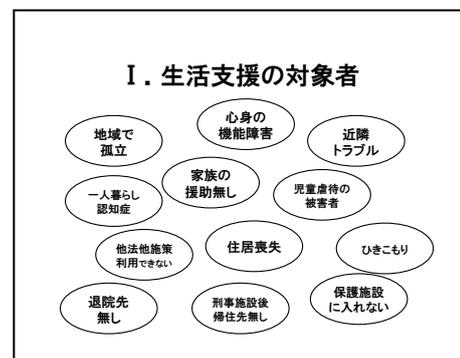
ふるさとの会では1999年にふるさと千束館というケア付きの宿泊所（第二種社会福祉事業の無料低額宿泊所）を開設し、今年で19年になります。また、2005年からは東京都保護課の提案に応え、社会的入院患者等が社会復帰するための「自立援助ホーム」（法的位置づけはないが、東京都生活保護運用事例集に記載された施設）を運営してきました。現在はケア付きの宿泊所と自立援助ホーム（以下「ケア付き宿泊所等」）合わせて12箇所、総定員290名、都市型軽費老人ホームと就労支援ホームⁱⁱを入れて20カ所、388名になります。この他にも、アパート等で独り暮らしをしている利用者697名の支援を行っています。以上の実績に基づき、主として長期滞在型の日常生活支援住居施設につながる論点を述べさせていただきますⁱⁱⁱ。



1. 生活支援の対象者

(1) 機能障害を抱える単身の生活困窮者

ケア付き宿泊所等に入居している方々は、**単身の生活困窮者**で、さまざまな「生きづらさ」を抱えています。詳しくは利用者像を見ていただきたいと思います。大部分の方々が病気や障害によって、心身の機能に何らかの障害を抱えています。単身、困窮、高齢要介護に加え、精神障害、認知症、がんなど「四重苦」を抱える人も72名います。



(2) 他法・他施策で受け入れられない

このような方々は、**地域で孤立し**、単身では安定した生活が営むことが困難です。地域の中でトラブルを抱えることも多く、ほとんどが家族の援助を受けられません。住居を失い、なかなか保護施設にも入れ

現在の支援対象者		四重苦*を抱える人	
単身	同居	単身	同居
1065	697	72	2018年4月現在
30代以下 89 40代 91 50代 143 60代 284 70代以上 479	30代以下 44 40代 56 50代 101 60代 183 70代以上 303	30代以下 25 40代 29 50代 47 60代 81 70代以上 176	
65歳以上			
664人 62.3%	421人 60.4%	243人 66.0%	
3種要・認知症・がん			
身体障害 67 知的障害 40 精神障害 156 認知症 76 がん 23 要介護 0 要介護 289	身体障害 17 知的障害 16 精神障害 36 認知症 15 がん 14 要介護 0 要介護 147	身体障害 45 知的障害 32 精神障害 70 認知症 61 がん 9 要介護 0 要介護 147	
延べ 664人	延べ 300人	延べ 364人	

*「四重苦」とは、要介護状態（65歳以上）、3種以上障害、精神障害、認知症、がんのいずれかを含む状態を指します。
 **同居者数は世帯単位で集計しています。同居（30歳以上）：単身、精神障害、知的障害、認知症、がんのいずれかを含む状態を指しています。

ず、他法・他施策でも受け入れ先がありませんでした。施設に入っても「問題行動」を起こし、退所を余儀なくされた方、病院に入院していて帰住先が無かった方、刑務所など刑事施設の退所者も多くおられます。つまり、**社会からも福祉からも二重の意味で受け止められなかった**ということです。最近では認知症の高齢者、引きこもり、児童虐待の被害者などが増えており、この傾向は今後も続いていくと考えられます。

2. なぜ生活支援が必要か

生活支援の現場で問題となる行為には、暴力、過量服薬、自傷行為、110番通報、頻回電話、過食、排泄の失敗、意欲の欠如、物盗られ妄想、不眠・せん妄、徘徊等があります。これらの「問題行動」は、本人の困り事を表現しています。支援職員（以下「職員」）はその困り事を受け止め、その人の見ている世界と一緒に見ることによって、心身の**機能障害が生活障害にならないような生活支援を行います**。そのことによって、既存の制度にもつながり、地域生活が継続できるようになります。

2. なぜ生活支援が必要か

- ・ 問題となる行為には、暴力、過量服薬、自傷行為、110番通報、頻回電話、過食、排泄の失敗、意欲の欠如、物盗られ妄想、不眠・せん妄、徘徊等がある。
- ・ **機能障害が生活障害にならないような生活支援を行うことが必要。**
- ・ 既存の制度にもつながり、地域生活が継続できる。

3. 生活支援の内容

(1) 安心生活の確保に関すること

1) 基本的信頼関係の構築

利用者の多くは、居場所を失い、孤立を経験してきました。したがって、生活支援は「基本的信頼関係」を構築することが基礎となります。「問題行動」があっても、まずは相手の気持ちを受け止めます。他者から承認され、ここが自分の居場所だという感覚が得られるようになれば、その人の精神は安定していきます。そのために職員は利用者をよく知り、利用者から信頼されるキーパーソンになるよう努めます。本人の話をよく聞き、生育歴や家族関係、入所者相互の関係、医療・看護・介護等関係を把握し、解決すべき課題や目的を共有しながら、「ケアプラン」を作成します。

3. 生活支援の内容

(1) 安心生活の確保に関すること

1) 基本的信頼関係の確立

- ・ 「問題行動」があっても、まずは相手の気持ちを受け止める。
- ・ 利用者をよく知り、キーパーソンになるよう努める。
- ・ ケアプランを作成する。

2) 生活の互助づくり

- ・ 利用者同士の相互理解と共感をつくる。お互い支えあう関係をつくる。
- ・ トラブルミーティングで一人ひとりの課題を皆の課題にする。
- ・ 「安心と誇り」が芽生え、一人ひとりが生活の主体となる。

3) 生活介助

本人及び同居者の安全の確保、救急搬送、入院、通院への対応、投薬、医薬品の管理(サポート)、傾聴(頻回電話への対応等)、徘徊への同行、クレームへの対応、食事の管理、排せつのケア等。

また、一般に家族が行っている生活介助も行います。具体的な行為としては、本人及び同居者の安全の確保、救急搬送、入院、通院への対応、投薬、医薬品の管理(サポート)、

2) 生活介助

また、一般に家族が行っている生活介助も行います。具体的な行為としては、本人及び同居者の安全の確保、救急搬送、入院、通院への対応、投薬、医薬品の管理(サポート)、

傾聴（頻回電話への対応等も）、徘徊への同行、クレームへの対応、食事の管理、排せつのケア等があります。

3) 生活の互助づくり

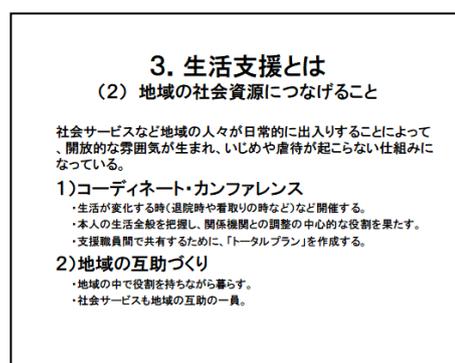
そして、安心生活の場の確保のために、職員は利用者同士の相互理解と共感をつくっていきます。職員個人で支えるのではなく、同じ生活空間を共有している人たちがお互いに支え合う関係になることを目指します。生活の中でトラブルが起きた時はミーティングを呼びかけ、一人ひとりの課題を皆の課題にしていきます。参加者は、問題を起こさざるを得ない人のために自分ができることを考え、自分も「支えられている」という安心と、他の人を「支えている」という誇りが芽生えます。お互いに承認しあう関係が生まれることによって、一人ひとりが生活の主体となり、地域や施設では「トラブルメーカー」だった人が、精神的に安定し、意欲的になっていくと関係者（ケースワーカー等）からも評価されています。

以上のように、生活支援の本質は「支え合い」を支えることであり、社会で孤立してきた人が、自分の“居場所”があるという感覚を持てるよう支援していきます。詳細な対人援助の手引きは『生きづらさを支える本』などの出版物や冊子にまとめてきましたので、ご参照いただければと思います（文献一覧参照）。



(2) 地域の社会資源につなげること

ケア付き宿泊所等には、訪問診療、訪問看護、ケアマネージャー、ヘルパーなど社会サービスの関係者、ケースワーカー、地域のボランティア、給食センター、研究者など様々な立場の人が日常的に出入りしています。これによって開放的な雰囲気が生まれ、いじめや虐待が起こらない仕組みにもなっています。また、地域住民や有識者等で構成される苦情解決第三者委員会を年4回開催し、利用者との懇談会も行っています。このように地域の社会資源につなげ、地域包括ケアシステムの中で支える体制をつくることも、生活支援の役割です。



1) コーディネート・カンファレンス

社会サービスを活用するために、職員は導入の支援を行います。そして、利用者の立場

にたって、一人ひとりに合ったサービスをコーディネートし、サービス提供者と情報共有や支援方針の統一を行っていきます。

生活が変化する時（退院時や看取りの時など）や、ケアの方針に齟齬や混乱が生じた時などは、ケースワーカー、ケアマネ、医療機関など関係者に呼びかけ、カンファレンスを開催します。職員、特にケア付き宿泊所等の施設長は本人の生活全般を把握し、基本的信頼関係を構築しているため、関係機関との調整の中心的な役割を担うこともできます。カンファレンスの方針を職員間で共有するために、「トータルプラン」という様式にまとめます。

2) 地域の互助づくり

利用者は、利用者同士の生活の互助にとどまらず、地域の行事に参加し、地域清掃やお祭り、火の用心など、地域の中で役割を持ちながら暮らしています。高齢者を支える仕事（生活支援）に従事することも、広い意味で地域を支える役割です。また、後述の交流拠点等を媒介に、医療や介護など社会サービスも地域の互助の一員となり、個別サービスを越えたつながりが生まれています。山谷地域では地域の関係機関・団体とともに2007年から「地域ケア連携をすすめる会」を運営し、フォーマルとインフォーマルのネットワークづくりを協働で行ってきました。

地域ケア連携をすすめる会
(山谷地域を中心に23団体・個人が会員)

運営委員長 浅草病院医師 本田 健
副委員長 三井記念病院相談員 尾方 秋也 / るみとの会理事 滝藤 恵(事務局併任)
事務局 訪問看護ステーションコロス 藤沢 善美子
浅草あおばケアサービス 加藤 宏樹 / いづみ地域包括支援センター 木下 明
友愛会理事長 吐露 秀典 / 山灰荘責任者 油井 和徳

規約第二条(目的) 本会は、台東区・墨田区・荒川区を中心に、路上生活者・生活保護受給者など生活が困難な状況にある人々に対し、居住支援と社会サービスの事業者が連携し、安定した住居と生活、及びよりよい医療・保健・福祉サービスを提供するネットワークの形成を目的とする。



4. 支援体制

(1) 人員

ケア付き宿泊所等では施設長の業務が中心となります。また、施設長の業務をサポートするために、24時間体制で職員が常駐し、問題が起きたときなどは、各地域のサポートセンターが緊急で応援する体制を24時間とっています。

(2) 育成

育成のシステムとして、寄りそい支援検定・研修事業があります（NPO 法人すまい・まちづくり支援機構に委託）。施設長は2級検定を修了し、上記の支援が適切に行われる質を確保しています。また、配属後も現場で孤立しないよう、サポートセンター全体で日々の支援記録などの情報を共有し、フォローアップしていきます。さらに対人援助の顧問や医療顧問とともに、事例検討会やサポートセンターごとの対人援助勉強会を開催しています。

4. 支援体制

(1)人員

- ・施設長(事業所責任者)を配置
- ・24時間職員常駐体制(基本は2交代制)
- ・サポートセンターによる24時間緊急時応援体制

(2)育成

- ・寄りそい支援(生活支援)検定研修制度
- ・サポートセンター制
- ・スーパービジョン

(3) 行政の関与

この育成システムは平成 28 年度より東京都が関与し、他の地域・団体についても生活支援の人材育成が行えるよう、「地域居住支援モデル事業」の検討委員会で研修指針を取りまとめました（岡田太造委員長）。2017 年度からは、居住支援団体や社会的不動産事業者、日常生活支援住居施設の運営を計画する団体と合同で、検定・研修を継続しています。

4. 支援体制

(3)行政の関与

- ・検定研修事業は2016年度より東京都が関与。「地域居住支援モデル事業」の検討委員会(岡田太造委員長)で研修指針を取りまとめた。
- ・東京都の委託修了後も、居住支援団体や社会的不動産事業者、日常生活支援住居施設の運営を計画する団体と合同で研修を継続している。

5. 設備

自立援助ホームは、無料低額宿泊所が相部屋中心の時代において、いち早く個室の居住環境を提供してきました。開設時には東京都の宿泊所設置運営指導指針を参照し、同等以上の基準で設置運営してきました。



6. 生活支援の効果（メリット）

(1) 利用者にとって

利用者は生活の互助と地域の互助の中で、「問題行動」が緩和されると、長期に在宅生活を継続することができます。また、心身が安定することにより、生活支援の仕事に従事するなど、働けるようになる人も多くいます(2018年9月現在、ふるさとの会の「ケア付き就労」に被保護者等利用者 106 名が従事しており、2017 年度の年間賃金は 7,750 万円に達しました)。日常生活支援住居施設はケア付き就労の雇用の場としての役割も担っています。ケア付き就労には中高齢者だけでなく、軽度の知的障害や発達障害、引きこもりの経験がある人などが従事していますが、こうした利用者（職員）がアパートに行くまでの一定期間（平均約 11 か月）生活を整えるのが「就労支援ホーム」です。

5. 生活支援のメリット

1)利用者にとって

- ・在宅生活の継続。
- ・働けるようになる人も多い。(利用者の9.7%を雇用)

2)公的制度にとって

- ・不必要な入院や受診を防ぎ、投薬等の重複をなくす。

3)地域の人々にとって

- ・地域の支え合いを促進。
- ・交流拠点からアウトリーチを行う。
- ・フォーマルとインフォーマルのネットワークづくり

(2) 公的制度にとって

安心生活を確保することによって、不必要な入院や受診を防ぎ、投薬等の重複をなくし、適切なサービスの確保につながります。生活支援は公的制度の適正な運用にとっても効果が期待されます。

(3) 地域の人々にとって

ケア付き宿泊所は、福祉事務所以外の公的機関、病院、議員から依頼を受けることもあり

ます。「8050」の「50」や「ひきこもり」の若者など新しいニーズにも対応し、就労支援も行っています。

生活支援を通じて培ったノウハウは、地域の支え合いを促進することにも活用しています。ふるさとでは、地域の交流拠点として、1995年から共同リビングを運営してきました。交流拠点には、居場所、相談窓口、社会資源の交流という機能があります。交流拠点からアウトリーチを行い、ひとり暮らしの生活保護受給者、生活困窮者の孤立を防ぐ取組を継続しています。医療・介護など社会サービス、行政や警察、民生員や保護司とも連携し、必要な場合は制度のサービスにつなげます。ケア付き宿泊所等もまた、この相談窓口の社会資源として、地域の課題解決に貢献し、**地域に支えられながら地域を支える事業**になっています。

7. 事業の特質

(1) 空き家の活用・地域の活性化

ケア付き宿泊所等は、既存の資源を活用し、公的な補助金を受けず、民間資金だけで生活支援の体制を構築してきました。使用する物件は空き家を借り上げ、必要な修繕を施したものです。低所得高齢者の現状を見ると、都内に住むところがなく、他県の有料老人ホームやサ高住に居場所を求める人が多くいます。一方で、地域には空き家を抱えて困っている家主も多くいます。ケア付き宿泊所等の事業継続が担保され、生活支援が付けば、家主はトラブルから解放され、安心して物件を提供し、低所得の高齢者も地域に根付いた生活ができるようになり、介護移住と空き家の増大という地域の矛盾が解消します。

地域で居住する人が増えれば、地元の消費が拡大し、社会サービスの諸費用など地域経済への波及効果もあります。地域に雇用も生まれ、生活支援に従事する人が増えていきます。たとえば、自宅にお住いの「元ひきこもり」の方の就労の場にもなってきました。

(2) 運営経費

参考に、自立援助ホーム晃荘の利用者一人当たり収支構造を示します。特に注目していただきたいのは、利用者18人に対し、現場に職員を配置する**人件費**が44,700円(32%)かかっていることです。また、事務管理費の13,356円(9.5%)は事務局経費の他、サポートセンターによる支援体制、研修費用、初期費用の回収、新規事業の投資資金などが含まれます。このような体制によって、生きづらさを抱える人の在宅生

6. 事業の特質

(1) 空き家の活用・地域の活性化

- ・民間資金だけで生活支援の体制を構築。
- ・空き家を借り上げ、必要な修繕を施したの。
- ・低所得の高齢者も地域に根付いた生活ができるようになる。

(2) 運営経費

- ・現場に職員を配置する人件費に44,700円かかっている。
- ・139,800円が確保できなければ、生活支援は継続できない。
- ・事務管理費は事務局経費、サポートセンターによる支援体制、研修費用、初期費用の回収、新規事業の投資資金など。

ふるさと晃荘（自立援助ホーム）

2005年から東京都の提案で運営を始めた「自立援助ホーム」を、墨田区八広で開設しました。アパートの建て替え需要に合わせて、高齢者向けに設計していただきました。「たまたまの火災で被災した方などを受け入れ、24時間体制で生活支援を行っています。要介護の方、障がいのある方には在宅医療や訪問介護のサービスをコーディネートし、日常生活や社会生活の自立を支援します。



所在地：墨田区八広1丁目
定員：18名(男性、全室個室5㎡以上)
管理体制：生活支援員24時間365日配置

<利用料>>139,800円/月
(家賃69,800円、家賃共益費(食費・管理費・消耗品費・水道光熱費)70,000円)

自立援助ホーム「社会的入院患者等が社会復帰の訓練等を行うための民間の施設」
(東京都生活保護運用事例第2006)

文献目録

NPO 法人すまい・まちづくり支援機構編著（2016）『平成 28 年度地域居住支援モデル事業報告書』東京都福祉保健局発行

NPO 法人すまい・まちづくり支援機構編著（2017）『平成 29 年度地域居住支援モデル事業報告書』東京都福祉保健局発行

NPO 法人自立支援センターふるさとの会、佐藤幹夫（監修）（2016）『ふるさとの会事例検討会「相談室ふらっと事例集」』NPO 法人自立支援センターふるさとの会（発行）

NPO 法人自立支援センターふるさとの会、NPO 法人すまい・まちづくり支援機構（2016）『第 13 回支援付き住宅推進会議「支援付き住宅の運用方式と支援人材育成システムの開発」』NPO 法人自立支援センターふるさとの会（発行）

的場由木（2014）『「生きづらさ」を支える本』言視舎

的場由木（2016）『対人援助業務について（平成 26 年度生活保護担当ケースワーカー全国研修会講演録）』NPO 法人自立支援センターふるさとの会（発行）

水田恵、佐藤幹夫（監修）（2015）『生きづらさを抱えた人への支援』NPO 法人自立支援センターふるさとの会（発行）

i 「社会的入院患者等が社会復帰の訓練等を行うための民間の施設」（東京都生活保護運用事例集 2006 年版）

ii 「社会的自立が可能な程度の者に対して就労支援等を行う民間の施設」（東京都生活保護運用事例集 2006 年版）

iii ふるさとの会では就労支援ホームや転宅支援型の無料低額宿泊所も運営しているが、これらを運営するための論点は別途展開する必要がある。